			、その端数を四捨五入する。以下この表において「トンネル延長比率」という。）を 0.257（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 2.000 を超える道県にあつては 1.6、その他の道県にあつては 1.0 δ　2　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「橋りょう延長比率」という。）を 0.105（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 2.000 を超える道県にあつては 1.6、その他の道県にあつては 1.0 β　指定都市を包括する道府県にあつては別表第三の六に定める率、その他の道府県にあつては 1.000
市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 $A \times \alpha_1 \times 15.5 + B \times \alpha_2 \times 7.0 + C \times 0.47 + D \times 1.37 + E \times 1.76 + F \times \beta$
	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式 $\frac{0.710}{} + \frac{0.290}{} \times A \times \{ (B / 0.124) \times 0.9 + 0.1 \} \times \frac{10.886}{}$ 〔同左〕
	三　高等学校費	生徒数	算式 $\{ (A / \frac{2.098}{}) \times 0.8 + (B / \frac{15.662}{}) \times 0.2 \} \times \frac{0.44815}{}$ 〔同左〕
	〔四　同上〕	〔同上〕	〔同左〕
			、その端数を四捨五入する。以下この表において「トンネル延長比率」という。）を 0.257（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 2.000 を超える道県にあつては 1.6、その他の道県にあつては 1.0 δ　2　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「橋りょう延長比率」という。）を 0.105（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 2.000 を超える道県にあつては 1.6、その他の道県にあつては 1.0 β　指定都市を包括する道府県にあつては別表第３の６に定める率、その他の道府県にあつては 1.000
市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 $A \times \alpha \times 14.4 + B \times 7.4 + C \times 0.47 + D \times 1.37 + E \times 1.79 + F \times \beta$
	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式 $\frac{0.706}{} + \frac{0.294}{} \times A \times \{ (B / 0.124) \times 0.9 + 0.1 \} \times \frac{10.924}{}$ 〔略〕
	三　高等学校費	生徒数	算式 $\{ (A / \frac{2.067}{}) \times 0.8 + (B / \frac{16.064}{}) \times 0.2 \} \times \frac{0.46025}{}$ 〔略〕
	〔四　略〕	〔略〕	〔略〕